

事務連絡  
平成24年1月31日

保険医療機関  
保険薬局  
訪問看護ステーション

御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置の  
取扱いの延長等について

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災により被災した被保険者については、平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間、一部負担金の支払を免除することとしていますが、今般、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その12）（平成24年3月以降の診療等分の取扱い）」（平成24年1月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、一部負担金の免除措置期間を、東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等（※）の全ての住民（全被保険者等）は平成25年2月28日まで、東日本大震災による被災区域（警戒区域等以外）の住民のうち、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会の被保険者等は平成24年9月30日まで延長することとしています。

こうした取扱いについて、周知用のポスター（医療機関等を受診された被災者の方々へ）を送付させていただいておりますので、窓口に掲示するなど、受診された被災者の方々に対しての周知にご協力をお願いいたします。

また、平成24年4月1日から、従来の入院療養等に加え、外来療養についても、同一医療機関での同月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合は、患者の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱い（以下「高額療養費の外来現物給付化」という。）が始まります。

高額療養費の外来現物給付化につきましても、周知用のポスター（高額な外来診療を受ける皆さまへ）を送付させていただいておりますので、窓口に掲示するなど、高額な外来診療を受ける皆さまへの周知にご協力をお願いいたします。

（※）警戒区域等とは、以下①から④と指定された区域等のことをいいます。

- ①警戒区域
- ②計画的避難区域
- ③旧緊急時避難準備区域
- ④特定避難勧奨地点（ホットスポット）

◎ 平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関等の窓口負担は免除となります。

## 1. 免除を受けることができる期限と対象者

- 東京電力福島原発事故による警戒区域等<sup>(注)</sup>のすべての住民の方<sup>(※1)</sup> → **平成25年2月28日まで**
- 東日本大震災による被災区域(警戒区域等<sup>(注)</sup>以外)の住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会にご加入の方<sup>(※1)(※2)</sup> → **平成24年9月30日まで**

(※1) 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

(※2) その他の医療保険にご加入の方は、ご加入の保険者により、引き続き、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の保険者へお問い合わせ下さい。

(注) 「警戒区域等」とは、

- ① 警戒区域
- ② 計画的避難区域
- ③ 旧緊急時避難準備区域
- ④ 特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいいます。

＜ 窓口負担が免除される方 ＞

- (1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
  - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
  - ⑥ 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
  - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

2. 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び全国健康保険協会にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも、**引き続き使用することができます。**<sup>(※3)</sup>

(※3) その他の医療保険にご加入の方で、引き続き、窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。

※ ただし、「福島県の以下の市町村国保にご加入の方」又は「福島県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、平成24年9月30日までは、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

### 市町村名

広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

免除証明書に関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

◎ 入院時食事療養費及び入院時生活療養費の自己負担の免除は、平成24年2月29日までとなります。

# 高額な外来診療を受ける皆さまへ

平成24年4月1日から

**「認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます**

健康保険組合など



事前に  
①認定証の申請  
②認定証の交付

高額な外来診療を受けたとき



③認定証を提示  
窓口支払いが  
一定上限額に(※)

(※) 窓口支払いの上限額(月当たり)は、所得に応じて異なります。

病院・薬局など



これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただきましたが、平成24年4月1からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
●70歳未満の方 ●70歳以上の非課税世帯等の方	加入する健康保険組合などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	「認定証」を窓口にご提示ください
70歳以上75歳未満で、 <u>非課税世帯等ではない方</u>	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口にご提示ください
75歳以上で、 <u>非課税世帯等ではない方</u>	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口にご提示ください

●「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。  
(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます)

事前の申請など、詳細は、加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国保組合、共済組合までお問い合わせください。